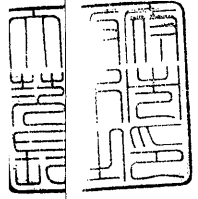


災害時における茨木市薬剤師会会員等の
医療救護活動に関する協定書

茨 木 市
一般社団法人 茨木市薬剤師会



災害時における茨木市薬剤師会会員等の 医療救護活動に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）と一般社団法人茨木市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、茨木市域内において災害が発生した場合における医療救護活動について、甲と乙が協力して対処するための必要事項を定める。

2 この協定において、「災害」とは、次の各号に定めるものをいう。

- （1）暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象による災害
- （2）大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件その他の傷病者が多数発生する災害

（派遣要請）

第2条 甲は、災害時において医療救護が必要と判断した場合は、乙に対して乙の会員及び茨木医薬品備蓄分譲センターの薬剤師等（以下「薬剤師等」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の要請を行う場合、甲は災害の内容、状況等を可能な限り正確に乙に伝えなければならない。要請後においても同様とする。

（医療救護活動の内容）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、避難所及び甲が医療救護を実施する必要があると認める場所（以下「避難所等」という）において医療救護活動を行う薬剤師等を派遣し、医療救護活動を行うものとする。

（避難所等における医療救護の内容）

第4条 前条に規定する薬剤師等の業務内容は、避難所等における医薬品の調剤業務、服薬指導及び供給業務並びに衛生管理を主たる業務とし、一般社団法人茨木市医師会による医療救護班が編成された場合は、その指示により、積極的に参画し、連携して医療救護活動を行うこととする。

(自主出動)

- 第5条 乙は、甲と連絡が取れないとき、又は派遣の要請を待ついとまがないときは、自主的に被災地の情報収集を行い、その結果、緊急に医療救護活動を行う必要があると認めた場合は、自主的に医療救護活動を行う薬剤師等を派遣することができる。
- 2 乙は、前項の規定により薬剤師等を派遣したときは、遅滞なく甲に報告をするものとする。
- 3 乙が、第1項の規定により派遣した後において、甲が前条に基づき薬剤師等の派遣が必要と認めるときは、乙が派遣したときに要請があったものとみなす。

(医薬品、医療材料等)

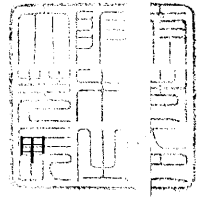
- 第6条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、応急救護所の備蓄倉庫から調達する。ただし、必要に応じて乙又は薬剤師等は自己が携行又は調達する医薬品、医療材料等を使用することができる。

(医療費)

- 第7条 避難所等における医療に係る医療費のうち本人負担分は徴収しない。
- 2 避難所等以外の医療施設及び後送医療施設における医療に係る医療費は、医療保険制度にしたがった取扱いとする。

(費用負担)

- 第8条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したときに発生する次の費用は、甲の負担とする。なお、費用の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として甲、乙協議して定める額とする。ただし、災害救助法の適用があった場合は、この協定にかかわらず災害救助法の定めるところとする。
- (1) 人件費及び宿泊費
- (2) 携行又は調達した医薬品の実費、ただし薬価等の公定価格の定めがあるものはその公定価格
- (3) 携行又は調達した医療材料等が滅失損傷した場合の実費
- (4) 交通機関を利用した場合の実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用のうち甲が認めた費用
- 2 乙は前項の規定により費用を請求するときは、医療救護活動実施及び医薬品等の使用状況が分かる書面を添付の上、甲に所定の請求書として提出する。
- 3 甲が求めた場合、乙は前項の費用に係る明細書等を甲に対し開示するものとする。



(災害補償)

第9条 甲の要請を受け、医療救護活動に従事した薬剤師等に係る災害補償は、が傷害保険に加入し必要な補償を行う。

(医事紛争の処理)

第10条 この協定により実施した医療救護活動に伴い、医事紛争が発生した場合、甲乙協力してその処理および解決にあたるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

(医療救護活動の限界)

第12条 乙は第2条の規定にかかわらず、災害が甚大であり範囲及びその周辺に危害又はその恐れがある場合には、派遣の要請に応じないことができる。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以後同様とする。

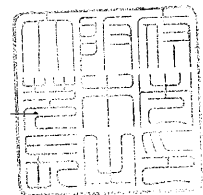
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年3月18日

甲 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

茨木市長 福岡 洋



乙 茨木市春日三丁目13番5号

一般社団法人 茨木市薬剤師会

会長 望月 道彦

